

議案第82号

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月26日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

保険税率及び課税限度額の改定等をするため、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.95」を「100分の7.49」に改める。

第4条中「28,300円」を「34,300円」に改める。

第5条中「100分の2.1」を「100分の2.42」に改める。

第6条中「9,000円」を「11,500円」に改める。

第7条中「100分の1.6」を「100分の1.94」に改める。

第7条の2中「12,600円」を「14,900円」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「19,810円」を「24,010円」に改め、同号イ中「6,300円」を「8,050円」に改め、同号ウ中「8,820円」を「10,430円」に改め、同項第2号ア中「14,150円」を「17,150円」に改め、同号イ中「4,500円」を「5,750円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「7,450円」に改め、同項第3号ア中「5,660円」を「6,860円」に改め、同号イ中「1,800円」を「2,300円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「2,980円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,245円」を「5,145円」に改め、同号イ中「7,075円」を「8,575円」に改め、同号ウ中「11,320円」を「13,720円」に改め、同号エ中「14,150円」を「17,150円」に改め、同項第2号ア中「1,350円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,250円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「3,600円」を「4,600円」に改め、同号エ中「4,500円」を「5,750円」に改める。

附則に次の1項を加える。

（子育て世帯に係る令和7年度分の国民健康保険税の減免の特例）

14 令和7年度分の国民健康保険税に限り、第23条第1項の規定の適用については、同項第1号中「又はこれに準ずる者」とあるのは「若しくはこれに準ずる者又

は賦課期日（第11条第3項から第8項までの規定により、賦課期日とみなされる日を含む。）において、第19条第1項第1号の法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額（第19条の2又は附則第2項から附則第13項までの規定の適用があるものについては、これらの規定をそれぞれ適用した後の額とする。）が500万円を超えない世帯（令和7年度中において、6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（世帯主及びその配偶者を除く。）が属するものに限る。）の納税義務者」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の富士見市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。